

農業委員会議事日程

日 時：令和4年4月28日（木）

午後1時30分

場 所：千曲市役所 301大会議室A

〔開 会〕

1. 会長あいさつ
2. 経過報告
3. 会期の決定について
4. 議事録署名委員の指名について
5. 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
6. 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
7. 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
8. 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
9. 議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて
10. 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について
11. 報告事項
 - (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - (2) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意による解約について
12. その他

〔閉 会〕

◎出席委員 荒井忠男農業委員会会長外 14 名

◎事務局出席者 滝沢資之事務局長外 2 名

【 会議概要 】

事務局長	ただ今から、令和 4 年 4 月総会を開催いたします。 はじめに、会長よりごあいさつを申し上げます。
会 長	(会長あいさつ)
事務局長	(経過報告)
議 長	ここで、委員等の出欠について、事務局より報告いたします。
事務局次長	(出席状況の報告)
議 長	報告のとおり、定数に達しておりますので、ただ今より、会議を開催いたします。 日程第 3、「会期の決定について」であります。議案の内容からして、本日一日で足りうると思っておりますので、本日一日と決定したいが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、会期は本日一日と決定いたしました。 日程第 4、「議事録署名委員の指名について」議長から指名するに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、14 番 保木野幸雄 委員、15 番 長門公春 委員をお願いいたします。
議 長	日程第 5、「議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」事務局より説明を求めます。
事務局次長	……議案内容説明……
議 長	質疑・意見を一括してお受けいたします。 なお、発言の際は挙手の上、議席番号、氏名をお願いいたします。 (進行の声あり)
議 長	質疑、意見を終結し、採決いたします。

議 長

お諮りします。「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号は、原案のとおり可決、決定されました。

日程第6、「議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明を求めます。

担当係長

……議案内容説明……

議 長

担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いします。

14番
保木野委員

14番保木野です。1番案件について21日担当委員で現地確認をしましたので報告いたします。場所は新幹線〇〇トンネルの北側出口の田で資材置き場として利用とのことでありますが、15年前から申請をしないで資材置き場として使用していた案件であります。この件で顛末書が提出されております。他に問題がないとこのことを確認しました。

担当委員さんからの報告が終わりました。

議 長

質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

質疑・意見を終結し採決いたします。

議 長

お諮りします。「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

担当係長

全員賛成ですので、「議案第2号」は、原案のとおり可決、決定されました。

議 長

続きまして、日程第7、「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について」、議題とします。事務局より説明を求めます。

……議案内容説明……

担当係長

担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

議 長

9番緑川委員

9番緑川です。1番案件は令和3年6月に農地転用許可された宅地分譲の案件の内、購入希望者が3区画のうちの二つの区画を一つにまとめて購入したいとの事なので計画変更申請は問題ないと思います。

議 長

担当委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり可決、決定されました。

続きまして、日程第8、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題とします。事務局から説明をお願いします。

担当係長

……議案内説明……

議 長

地区担当委員から現地確認の結果意見等の報告を願います。

14番
保木野委員

14番保木野です。1番案件ですが、先程4条のところの説明した隣接の土地でございます。この土地も既に利用していることであります。この件も顛末書が提出されていまして問題ないことを確認しました。

11番嶋田委員

11番嶋田です。2番案件ですが、過日4月23日推進委員さん2名と現場確認をいたしました。現地は旧保育園の道の反対側の農地ですが、千曲市と地主との間で一時転用の賃貸借契約が結ばれておりまして、職員駐車場として使用されていたわけですが、今年、移転したため、申請地をそのまますぐそばで農地の集積計画をしている申請者が農機具置き場にしたいとの申請であります。周りは市道があり、北側に杏畑がありますが耕作していない状況です。有効な農地は存在しません。したがって駐車場として使うことに何ら問題ないと思います。

5番北澤委員

5番北澤です。担当委員3人で現地確認をしてきました。3番案件の申請地は信号東側で道路からだいぶ下がった道下になります。父親の土地に息子が住宅を建てる計画です。現地には土砂が積まれてありました。

顛末書がついており、申請地は昨年まで市の下水道工事のため一時転用し、業者が現場事務所及び資材置き場として使用していたこと。その時に敷地に土砂碎石を敷き詰めて使用していたということで、本来なら土砂を片付けるところ、家を建てる造成で使用したいため、そのままにしてあったとのこと。

それで許可が下りましたら速やかに山積みになっている同社の碎石を撤去いたしますので、今回の申請につきましては、なにとぞ寛大なお計らいをいただきますようお願い申し上げますということです。

5 番北澤委員

この場所は、北側が水田、南側が道路、東側が住宅、西側が親の土地であります。雨水は地下浸透、汚水は公共下水道に接続、隣接耕作者の同意もあります。山積みにされている砕石以外については特に問題はないと思います。

4 番案件ですが、前回 3 月の総会で事前着工されていて、許可されなかった案件です。先日担当委員で現場確認しましたが、変わらない状態になっておりました。

22 日に市役所で関係者 2 人と会長、会長代理、私と市の担当で再度話し合いを持ちました。業者側も深く反省しこれからは、社員教育をしっかりとやり二度と過ちを繰り返さないとの話でしたので、この案件については許可してもいいのではないかと結論になりました。

9 番緑川委員

9 番緑川です。5 番案件ですが、申請により関係委員で現地確認を行いました。場所は公民館の南 30m ほどのところ、現在杏が植わっておりまして、東側と南側が他の人の農地に接しています。その耕作者から同意が得られております。排水等も適切だと思います。続いて 6 番案件の場所は小学校のグラウンド東側、小さな水路を挟んで接しております。現在は休耕地で草地となっております。他の三方は住宅地であり、農地に接しておりません。排水等も適切だと思います。

議 長

以上で担当委員の報告は終わりました。
質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。「議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決することに、賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成により「議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決、決定されました。

日程第 9. 「議案第 5 号相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて」議題とします。事務局より説明を求めます。

担当係長

議案内容説明

議 長

地区担当委員から現地確認の結果報告をお願いします。

13 番高松委員

13 番高松です。22 日に申請地区担当の推進委員さんと現地確認を行いましたのでその結果を報告いたします。相続税の納税猶予を設定する土地ということで 5 筆ありますが、上から三つ目の畑についてはリンゴの木が植えられています。4 番目の畑について

13 番高松委員	は野菜畑として使用されており、5番目の田んぼにはビニールハウスが建てられており、中にはぶどう・サクランボが栽培されております。それぞれの農地が適正に管理されておりますことを確認しましたので、問題ないと思います。
議 長	<p>ただいま担当委員さんから報告があったわけですが、それでは質疑・意見を一括してお受けいたします。</p> <p>(進行の声あり)</p>
議 長	<p>質疑、意見を終結し、採決いたします。</p> <p>お諮りします。「議案第5号相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて」原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成により「議案第5号」については、原案のとおり可決、決定されました。</p> <p>日程第10、「議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について」を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局次長	原案内容説明
議 長	<p>議案中出席委員に関する案件があり、31番案件を先に審議いたします。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」規定により議事参与の制限に該当する6番の島田孝委員の退席を求めます。</p> <p>島田委員の退席</p>
議 長	<p>31番案件について、質疑・意見を一括してお受けいたします。</p> <p>(進行の声あり)</p>
議 長	<p>進行の声がございます。進行いたします。</p> <p>質疑、意見を終結し、採決いたします。</p> <p>お諮りします。「議案第6号の31番案件について」、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第6号の31番案件は、原案のとおり可決、決定されました。</p> <p>ここで議事参与の制限を解きます。</p>

島田委員入室

議 長

それでは1～30番案件と32番～65番案件について、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

質疑、意見を終結し、採決いたします。

「議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について」1～30番案件と32番～65番案件について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

全員賛成ですので、「議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について」原案案のとおり可決、決定されました。

以上で、議事はすべて終了いたしました。

続いて、日程第11、「報告事項」について事務局から報告をお願いいたします。

事務局次長

(1)農地法第3条の3第1項の規定による届出について

(2)農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意による解約について

議 長

報告事項について、質問・意見等ございますか。

(進行の声あり)

議 長

日程第12、「その他」について、事務局から説明を求めます。

事務局

……説明……

議 長

その他について、質疑・意見等ございますか。

(進行の声あり)

議 長

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

令和4年4月の総会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

[閉会] 午後2時35分